

【7】律藏規定中の「由旬」による検証

[0] 以上由旬が何らかの形で具体的な数字をもって示されている資料を紹介し、検討してきた。以下には「律藏」の規定の中に含まれる由旬を紹介しながら、以上の結論を検証してみたい。律藏の中で「由旬」という長さを含む規定は、それが罰則を伴うものであるが故に厳密性が期されていることはすでに注意したところである。

なお以下の資料には【2】や【3】において、由旬の長さを具体的な数字で表す検討材料となつた規則が含まれている。

[1] まず比丘、比丘尼たちの生活の単位である「界 (sīmā) 」を見てみよう。「現前僧伽 (sammukhībhūta-saṅgha) 」というのは、「同一の界において、同住し、ともに布薩（説戒）・自恣をなし、羯磨をなす4人以上の比丘・比丘尼の集団」⁽¹⁾のこと、標識となる山、川、道路、樹木等の「四方相を唱えて (nimitte kittetvā) 」「結界」されるが⁽²⁾、律藏にはその大きさの限度が決められている。

(1) 森 章司『初期仏教教団の運営理念と実際』（国書刊行会、平成12年）p.302参照

(2) Vinaya「布薩犍度」vol. I p.106

[1-1] 『パーリ律』『五分律』『僧祇律』などはその大きさを最大3由旬と定めている。

過大の境界を定め、4由旬、5由旬、6由旬となしてはならない (na bhikkhave atimahatī sīmā sammannitabbā catuyojanikā vā pañcayojanikā vā chayojanikā vā)。

3由旬を最大として境界を定めることを許す (anujānāmi bhikkhave tiyojanaparam sīmam̄ sammannitum)。; Vinaya (vol. I p.106)

自然界去身面二句楼廻、若結界隋遠近。……諸比丘、復結十二由旬或十由旬界、説戒時往四五日行、乃至或遇野火、或遇暴水、或遇賊剥、便有梵行難衣鉢難及命難。……今聽極遠三由旬。; 五分律（大正22 p.123下）

欲共作一布薩界者、應称名齊三由旬内諸精舍。; 僧祇律（大正22 p.295下）

しかし『根本有部律』は2由旬半とする。

此中大界量者、極大横闊兩踰膳那半。; 根本薩婆多部律撮（大正24 p.527上）

『十誦律』は

隨幾許和合僧一布薩共住處羯磨結界、若一拘盧舍若二拘盧舍乃至十拘盧舍、是中應一比丘唱四方界相。; 十誦律（大正23 p.158中）

とし、はっきり明示しないが「乃至十拘盧舍」が上限を言ったものとすれば、これも「2由旬半」を意味するかもしれない⁽¹⁾。

『四分律』はその大きさには触れない。

聽結界應如是結。……是中旧住比丘、應喝大界四方相。; 四分律（大正22 p.819中）

これは四方相を定めた件の附則であるから、一つの界の直径を意味するものと思われる。すなわち東西南北各方向に向かって3由旬、ないしは2由旬半を越えてはならないというのである。おそらく布薩する場所はその中心付近に置かれたであろうから、半径は1.5由旬ないし1.25由旬ということになる。

(1) 【3】の【1-2】では、『十誦律』を1由旬=8拘盧舍、1拘盧舍=500弓説に分類した。し

かしこれは推測であった。もしここでこれを用いるとすると10拘盧舍は1.25 由旬ということになるが、これは考えにくい。

[1-2] この規程が定められた因縁は以下の通りである。『パーリ律』によれば、六群比丘が4由旬、5由旬、6由旬という大きな界を作りすぎて、波羅提木叉を誦している途中に到着したり、誦し終わってから到着したり、あるいは途中で宿したりしなければならなかつたからとする⁽¹⁾。

また『五分律』では、12由旬とか10由旬もの界を作つて、説戒に行くのに4、5日もかかつたり、あるいは野火に遇つたり、水害に阻まれたり、盜賊に遇つて身ぐるみ剥がされたりしたからとされている⁽²⁾。

『パーリ律』には布薩堂には灯明を灯すべきことが定められ、また客比丘には飲料や食料を供すべきことが定められている⁽³⁾。『五分律』にも食べ物を供すべきことは定められている⁽⁴⁾。

布薩は何時ごろ行わなければならぬという定めはなかったようであるが、これを見るかぎり午後の時間帯に行われ、時には夕方にも行われて灯明を必要とし、あるいは宿泊するよなこともあつたであろうことが推測される。しかしそれは特殊ケースで、比丘たちは普通は界内の各所から布薩処に集まつて、終了するとまたそれぞれの住処に帰つていったのであろう。往復3由旬ないし2由旬半は比丘たちの日常生活のリズムの中で、途中で宿泊することなく、その日のうちに行き帰りできる最大の距離を意味するものと考えられる。『五分律』は10由旬とか12由旬の界の往来を4、5日もかかつたとするが、試みに往復24由旬を5で割つてみると1日に4.8由旬となるから、これでは広すぎたのである。

(1) “Vinaya” vol. I p.106

(2) 大正22 pp.123下～124上

(3) “Vinaya” vol. I pp.118～119

(4) 大正22 p.123中

[1-3] 根本有部律「安居事」に、「象村に憂陀延という富裕な長者がおり、比丘僧伽に多くの衣食を布施しようと思った。しかしそこは舍衛城から3由旬離れており、1日では帰つてこられない距離であった。そこで仕方なく、他の苾芻に布施した。七衆のために、7日去つてもよい」⁽¹⁾という記述がある。このように3由旬は日帰りできない距離と把握されていた。『根本薩婆多部律撮』や『十誦律』は界の最大限度を「2由旬半」とするが、3由旬はとても帰つてこられない距離という感覚であったのかもしれない。

(1) 大正23 p.1042中

[1-4] 比丘たちの日常生活については別の論文で考察する予定であるが、遠いところに住している場合は午前中に出発して、正午前に布薩処に到着し食事を給される場合もあったが、普通はおそらく比丘たちは正午前に食事を取つて、午後に布薩の場所に出発したのであろう。布薩にも時間を要し、日没前には住処に帰らなければならないから、往復時間は最大限度で4時間程度のものではなかつたであろうか。時速5km程度で歩くとすると20kmとなり、これが往復3由旬に相当するから、1由旬は6.67 kmとなり、先に聖教すなわち律藏の規定における小由旬=6.5 kmに合致する。

しかしインド国俗の大由旬13 kmを採用するとすると、片道1.5由旬=約20 km、往復3

由旬=約39 kmを、午後の時間帯だけで行き来しなければならないことになり、これは無理といわなければならない。

[2] 次に阿蘭若処 (*arañña*) に関する規定を見てみよう。

[2-1] 比丘たちの住処に適した場所は阿蘭若処であり、喧騒を避けた所で、しかも乞食の便宜から、街（聚落）から「近からず遠からず」の所とされた。この規程は以下の通りであり、村から最低500弓離れたところとされる。

阿蘭若住処とは、村より最小500弓離れた所をいう (*āraññakam nāma senāsanam pañcadhanusatikam pacchimam*) 。 ; Vinaya (vol.IV p.183)

阿蘭若処者、去村五百弓、遮摩羅国弓長四肘用中肘量。 ; 四分律 (大正22 p.632中)

阿蘭若処者、去村五百弓、遮摩羅国弓量法也。 ; 同 (大正22 p.697下)

阿練児処者、去聚落五百弓。於摩伽陀国是一拘盧舍、於北方国則半拘盧舍。 ; 十誦律 (大正23 p.057中) (大正23 p.133上)

阿練若処住者、若離城邑聚落五百弓弓長五肘、於其中間無人住、是名阿練若処。 ; 僧祇律 (大正22 p.389中)

在阿蘭若住処者、去村五百弓有一拘盧舍名阿蘭若処。四拘盧舍名一踰膳那。 ; 根本有部律 (大正23 p.756下)

この「500弓」を『根本有部律』は1拘盧舍とし、『十誦律』はマガダでは1拘盧舍、北方では半拘盧舍とする。マガダは「小由旬」、北方は「大由旬」を用いていたからである。また『四分律』は1弓を4肘としこれが一般であるが、『僧祇律』は5肘とする。

ところで1弓は【3】で措定したように165 cmとすれば、500弓は825 mということになる。825 mは街（聚落）から「近からず遠からず」の所であるとしてよいであろう。500弓が1 *krośa* で、8 *krośa* が1由旬であるから、これをもとにした由旬は約6.5 kmになる。

[2-2] “*Visuddhimagga*” に「行境たる村は住処より (*senāsanato*) 北にも南にも遠すぎず (*nātidūre*) 、1コーサ半以内にあって (*diyaddhakosabbhantare hoti*) 、食が得やすい村が最適である」とされている (p.127)。これを計算してみると825 mの1.5倍となり、1,238 mとなる。しかしこれは阿蘭若処の一般の定義とは異なる。したがって阿蘭若処は500弓とすべきであろう。

[2-3] *krośa* は大牛の泣き声、太鼓の音の達する距離とされる⁽¹⁾。音波は1気圧の時には1秒に331.5 mの速さで伝わるという。正確にこれが伝わる距離は知りえないが、825 mくらいが妥当なところかもしれない。もしこれが妥当なら1由旬=約6.5 kmも妥当ということになる。

(1) 「拘盧舍者、謂大牛鳴声所極間」 (『大唐西域記』大正51 p.875下)、「一鼓声間」 (『四分律』大正22 p.721上)、「則五百弓成磨揭陀国一俱盧舍、成北方半俱盧舍。所以者何。摩揭陀国其地平正去村雖近而不聞声。北方高下遠猶声。是故北方俱盧舍大」 (『大毘婆沙論』大正27 p.702上)

[3] 「雜捷度」に次のような記事がある。

[3-1] 『四分律』「雜捷度」は次のようにいう。「そのとき2人の比丘が、コーサラ国

をけんかしながら遊行していた。1人は漉水囊を持っていず、もう1人は貸さなかった。持たないで半由旬を行く事なけれ。無ければ僧伽梨の角で漉せ」⁽¹⁾。

『十誦律』「雑法」は、「世尊は舍衛国におられた。そのときコーサラ国に2人の比丘があり、けんかしながら旅をした。虫のいる水を飲まなければならぬことになり、水漉しを持っていない比丘は借りられずに死んだ。漉水囊を持たないで旅をしてはならない。20里内ならば不犯」⁽²⁾とする。

『薩婆多毘尼毘婆沙』は1由旬を40里とするから、『十誦律』も1由旬を40里と解釈していたと思われる。したがってここにいう20里も半由旬を意味すると解釈してよいであろう。

(1) 大正22 p.954中

(2) 大正23 p.273上

[3-2] おそらく暑いインドで水なしでの旅は危険であったのであろう。この規定にはちょっとした外出程度なら持たないでよいが、少し遠出するときには漉水囊を持ちなさいというニュアンスが含まれている。先の「界」の規定では1日に往復する最大限度は片道1.5由旬ないし1.25由旬であった。したがってこういう時にも漉水囊を持って出なさいという規定となる。

半由旬は1由旬を約6.5 kmとすると3 kmと少しだ。たかだか3 kmほどの外出に漉水囊を持って出なければならないというのは大げさなような気もする。そうすると1由旬はもう少し長かったのかもしれない。大由旬を適用するなら半由旬は約6.5 kmということになる。しかしここは「律藏」の規定なのであるからやはり小由旬で解釈すべきであろう。我々が想像する以上に、比丘・比丘尼たちの1日の行動範囲は狭かったものと考えられる。

[4] 「捨墮016・持羊毛過限戒」にも由旬が登場する。

[4-1] これは次のような規定である。

もし比丘が道路を行く途中で羊毛を得たならば (addhānamaggapaṭipannassa) 、欲するならば受領してよい (ākaṇkhamānenā paṭiggahetabbāni)。受領して運搬者なきときは、3由旬を限って自分の手で運んでよい (tiyōjanaparamam sahatthā hāretabbāni)。もしそれを過ぎて運ぶならば、運搬者なくとも尼薩耆波逸提である (tato ce uttarim hareyya asante pi hārake nissaggiyam pācittiyam)。; Vinaya (vol.III p.233)

若比丘道路行得羊毛、若無人持得自持乃至三由旬、若無人持自持過三由旬尼薩耆波逸提。; 四分律「捨墮016」(大正22 p.617下)

若比丘得羊毛、須持有所至。若自持乃至三由旬、若過尼薩耆波逸提。; 五分律「捨墮026」(大正22 p.036上)

若比丘行道中得施羊毛、比丘須者自取持去乃至三由旬、若無人代過是坦者尼薩耆波夜提。; 十誦律「尼薩耆016」(大正23 p.050上)

若比丘行道中得羊毛欲取、是比丘得自手取至三由延。若過三由延坦者尼薩耆波逸提。
……三由延者五肘弓二千弓名一拘盧舍……八千弓一由延。; 僧祇律「尼薩耆016」(大正22 p.309下)

若復苾芻行路中得羊毛欲須取。若無人持得自持至三踰繕那、若過者泥薩祇波逸底迦。;

根本有部律「捨墮016」（大正23 p.738下）

[4-2] この規程が定められた因縁は以下の通りである。ある比丘が道中羊毛を得たので、疲労困憊しながらも3由旬余も持て帰った。人々はこれを嘲笑した。そこでこの規程が作られたというのである。

しかし持つ者が他にいれば3由旬を越えて運んでもよい、とされている。『十誦律』は2比丘なら6由旬、3比丘なら9由旬運んでもよいという。おそらくこの規程の趣旨は比丘たる者が、欲望丸出しで、ふうふういってまで物を運ぶのは威儀に係るというのであろう。とするならば3由旬は1日に余り重くない荷物を運べる最大限度の距離ということを表すと考えられる。ただしこれは往復を考慮に入れた距離ではない。もし往復を考えれば1.5由旬となり「界」の規定と相応することになる。

[4-3] 『パーリ律』ではこの判例の中に、「最初の1歩が3由旬を過ぎれば突吉羅、2歩が過ぎれば捨墮 (paṭhamam pādaṁ tiyojanam atikkāmeti, āpatti dukkaṭassa. dutiyam pādaṁ atikkāmeti, nissaggiyam pācittiyam)」(p.234) という規定が見られる。おそらく3由旬の距離を正確に測定する技術もなかったであろうから、このような規定自体が無意味のような気がするが、しかし意識上の「3由旬」が厳格に求められたのであろう。すなわちこの規定に気がついて、あるいはこの辺が3由旬かなと思われた地点が3由旬地点であったのではないであろうか。ともかくこういう規定があることは「由旬」が絶対的な基準を持つスケールとしての距離の長さであることを明確に物語る。

[5] 次は『パーリ律』の「比丘尼波逸提040・安居竟不去戒」である（四分律「単提040」、十誦律096、五分律094、僧祇律135、根本有部律102）。この規定の中にも由旬が含まれている。

[5-1] この規定は、安居を終わったら遊行に出なければならぬという規定である。

いずれの比丘尼と雖も安居を終わって、たとえ5、6由旬でも遊行に出なければ波逸提である (yā pana bhikkhunī vassam vutthā cārikam na pakkameyya antamaso chappañcayojanāni pi, pācittiyam)。; Vinaya (vol.IV p.297)

ここには5、6由旬という距離が示されているが、他の律では明示されない。

若比丘尼夏安居吃不去者波逸提。; 四分律（大正22 p.746下）

若比丘尼就安居請竟、一宿不去波逸提。; 五分律（大正22 p.089中）

若比丘尼自恣竟 不遊行余処一宿波夜提。; 十誦律（大正23 p.322下）

若比丘尼安居竟 不遊行者波夜提。; 僧祇律（大正22 p.542中）

若復苾芻尼夏安居満、不離旧処人間遊行者波逸底迦。; 根本有部律（大正23 p.1003中）

しかしその代わりに、『五分律』や『十誦律』では「一宿」とされている。したがって5、6由旬は必ず1宿しなければならぬ距離と考えることができる。今までの規定でも1日の最大移動距離は3由旬とされていたから、これも規を一にしていることができる。

[6] 次の規定にも由旬が含まれている。

[6-1] 『パーリ律』の「波逸提027・予約戒」は、「いずれの比丘と雖も比丘尼と共に予約して聚落から聚落の間一つ道を行けば、因縁あるを除き波逸提である (yo pana bhikkhu bhikkhuniyā saddhiṃ saṃvidhāya ekaddhānamaggam paṭipajeyya antamaso gāmantaram pi añnatra samayā, pācittiyam) 」(vol.IV p.063) というものである。

『四分律』「单提027」(大正22 p.652上)は「若比丘与比丘尼共行、從一村乃至一村間者波逸提」とし、『五分律』「墮028」(大正22 p.048上)は「若比丘与比丘尼先期共道行、從此聚落到彼聚落波逸提」とし、『十誦律』「波逸提024」(大正23 p.082下)は「若比丘与比丘尼共期同道行、從一聚落至一聚落波逸提」とし、『僧祇律』「单提026」(大正22 p.348中)は「若比丘与比丘尼期共道行、除余時波夜提」とし、「一聚落中間一波夜提」とする。

『パーリ律』はこの「聚落から聚落の間」を「聚落なき阿蘭若では半由旬ごとに波逸提 (agāmake araññe addhayojane addhayojane āpatti pācittiyam) 」と解釈し、『四分律』は「非村若空処、行乃至十里波逸提」、『五分律』は「無聚落處半由旬波逸提」、『十誦律』は「若從聚落向空地、乃至一拘盧舍波逸提」、『僧祇律』は「若空地無聚落、一拘盧舍一波夜提」と解釈している。

[6-2] 『パーリ律』の「波逸提028・乗船戒」は、「いずれの比丘と雖も比丘尼と共に予約して一つ船に乗り、流れを上りあるいは下れば、横切ってわたるときを除き波逸提である (ekam nāvam abhirūheyya uddhamgāminim vā adhogāminim vā añnatra tiriyañtaranāya, pācittiyam) 」(vol.IV p.065) とする。これに対応する漢訳律は、『四分律』は「单提028」(大正22 p.652下)、『五分律』は「墮029」(大正22 p.048中)、『十誦律』は「波逸提025」(大正23 p.083中)、『僧祇律』は「单提027」(大正22 p.349上)であって、同じ内容である。

これにも『パーリ律』や『十誦律』『僧祇律』は、「聚落なき阿蘭若では半由旬ごとに波逸提」「若無聚落空地乃至一拘盧舍波逸提」「若無聚落空地者、一拘盧舍一波夜提」と解釈している。

[6-3] 『パーリ律』の「波逸提066・賊隊戒」は、「いずれの比丘と雖も知つて盜賊の群れと (jānam theyyasatthena) 聚落から聚落の間一つ道を行けば、因縁あるを除き波逸提である」(vol.IV p.131) とするもので、『四分律』は「单提067」(大正22 p.681中)、『五分律』は「墮066」(大正23 p.063中)、『十誦律』は「波逸提071」(大正22 p.116上)、『僧祇律』は「单提072」(大正22 p.383下)に相応する。

これにも『パーリ律』は「聚落なき阿蘭若では半由旬ごとに波逸提」、『四分律』は「無村空曠無界処、共行至十里者波逸提」、『十誦律』は「若無聚落空地乃至一拘盧舍波逸提」、『僧祇律』は「道者、三由延、二由延、一由延、一拘盧舍、半拘盧舍、乃至聚落波夜提」と解釈する。

[6-4] 『パーリ律』の「波逸提067・与女人期行戒」は、「いずれの比丘と雖も女人と共に (mātugāmena) 予約して聚落から聚落の間一つ道を行けば、因縁あるを除き波逸提である」(vol.IV p.133) というものである。したがつて「波逸提027・予約戒」が「比丘尼とともに」であったのが、ここでは「女人とともに」になっているだけで他は変わらない。

この相応漢訳律は『四分律』は「单提030」（大正22 p.654上）、「五分律」は「墮067」（大正22 p.063下）、「十誦律」は「波逸提070」（大正23 p.115中）、「僧祇律」は「单提068」（大正22 p.381中）である。

これにも『パーリ律』は「聚落なき阿蘭若では半由旬ごとに波逸提」、『四分律』には「若無村若空処、行十里者波逸提」、『十誦律』には「若無聚落空地行乃至一拘盧舎波逸提」、『僧祇律』には「道者、三由延、両由延、一由延、一拘盧舎、半拘盧舎、乃至聚落中間者波夜提」という解釈がついている。

[6-5] 『パーリ律』の「比丘尼波逸提037・国内恐怖処遊行戒」は、「いずれの比丘尼と雖も危険ありと見え恐怖を伴える国内に隊商の伴無くして遊行すれば波逸提なり」（vol. IV p.295）というものである。

この相応漢訳律は『四分律』は「单提098」（大正22 p.747中）、「五分律」は「墮095」（大正22 p.089下）、「十誦律」は「波逸提097」（大正23 p.323上）、「根本有部律」は「波逸底迦103」（大正23 p.1003下）である。

これにも『パーリ律』は「家なき空地では半由旬毎に波逸提」、『四分律』には「無村阿蘭若処行至十里一波逸提」、「五分律」には「若無聚落行半由旬波逸提」という解釈がついている。

[6-6] 『パーリ律』の「比丘尼波逸提038・国外恐怖処遊行戒」（vol.IV p.296）と「比丘尼波逸提039・雨期遊行戒」（vol.IV p.297）についても同様の解釈がつけられている。相応漢訳律では『四分律』「单提097」（大正22 p.747上）、「单提095」（大正22 p.746上）と『五分律』「墮096」（大正22 p.089下）、「墮091」（大正22 p.089中）に、それぞれ上記と同じ「十里」と「半由旬」の解釈がつけられている。

[6-7] これら解釈中の距離は、

『パーリ律』；半由旬

『四分律』；10里

『五分律』；半由旬

『十誦律』；1拘盧舎

『僧祇律』；1拘盧舎（あるいは半拘盧舎）

であって、これらは要するに聚落と聚落の間のおおよその距離を示したものであろう。しかしパーリ律の‘antamaso gāmantaram’は微妙な表現で、漢訳律を参照して「聚落から聚落の間」と訳したが、あるいはこれは聚落間の中間を意味するかもしれない。聚落と聚落の間の平均的な距離を1krośaとすると、4krośaを1由旬とするにしても1,600mくらいにしかならないから、これでは余りに短かすぎる。したがってこの規定を聚落と聚落の間の中間距離と解釈し、それを半由旬と解釈すると、聚落と聚落の間の平均的な距離は約6.5kmということになる⁽¹⁾。

一つの村落と村落の間の距離の半分は、おそらく村の住民が朝起きて田畠に働きに出て食事に帰り、また田畠に出て夕方家に帰るという繰り返しを可能にする距離ではなかろうか。すなわち住まいと田畠の間の距離であって、それが3km余というのは最大許容範囲ではなかろうか。

(1) 『衆許摩訶帝經』は「於是長者、自舍衛城至王舎城、每十俱魯舎各造一宮」とする。（大正

[7] 次は『四分律』「单墮021・教尼戒」である。

[7-1] これは『パーリ律』でも波逸提の第21条で「サンガより選任されないで比丘尼を教誡すれば波逸提である」という規則である。この相応の『四分律』に「若聞教授師來、比丘尼當出半由旬迎」（大正22 p.649中）とされている。

比丘尼寺は比丘寺の近くに建設されていた。比丘尼には「八重法 (*atṭhagarudhamma*)」があって、この中に「比丘尼は半月毎に（布薩のたびに）比丘サンガに対して2法を請わなければならぬ（*paccāsimisitabba*）。すなわち布薩を問うことと、教誡を受けに行くことである」、「比丘尼は雨安居を住し終わったならば両サンガ（比丘サンガと比丘尼サンガ）において見・聞・疑の3つの立場から（*tīhi thānehi*）自恣を行なわなければならない」という規定があり、比丘尼サンガは比丘サンガとは独立に存在しえなかつたからである。「半由旬」というのはその半途という感じであったかもしれない。

[7-2] 『僧祇律』「单墮004・発諍戒」では、「五通居士の常法として、比丘、比丘尼僧の来るのを聞けば1由旬に至りむかえて、種々供養を設けた」（大正22 p.329下）とされている。前項は比丘尼に関する規定であるが、これは在家信者について言われたものである。したがって出迎えた距離が1由旬となっているのであろう。

[7-3] 1由旬を6.5 kmほどとすれば、比丘尼は3kmほどの道のりを教授師を迎えるに出、在家信者は6.5 kmほどを出迎えた、ということになる。こういうものには確たる基準を立てることは難しいが、これらの数字はそれほど不適切な数字ではないといってよいであろう。

[8] 以上、律藏の規定の中に現れた「由旬」の適用例を通して、先に結論づけた「聖教」の1由旬、すなわち「小由旬」の6.5 kmが妥当であるかどうかを検討してきた。いずれにしても、絶対的な検証にはなりえないが、しかし状況的には1由旬=約6.5 kmは、という数字は、納得できる数字とすることができます。